

平成 30 年 10 月 5 日

◎池脇委員長 ただいまから、危機管理文化厚生委員会を開会いたします。

(9 時 59 分開会)

本日の委員会は、文化生活スポーツ部の報告事項についてであります。

本日の委員会は、昨日の委員会でお諮りしましたように、高知県立大学から説明を受けることといたします。このため、参考人として、高知県立大学法人から中澤理事長、高知県立大学から野嶋学長を初めとする皆様にお越しいただいております。

〈私学・大学支援課〉

それでは、高知県立大学からの説明を受ける前に、「高知県立大学等の蔵書の除却処理について」、私学・大学支援課の説明を求めます。

◎井澤私学・大学支援課長 それでは、高知県立大学等永国寺図書館の蔵書の除却処理について、御説明させていただきます。文化生活スポーツ部の資料、報告事項の赤の私学・大学支援課のインデックスのついた資料をごらん願います。詳細につきましては、後ほど高知県立大学から説明がございますので、私からの説明は、大学の説明と重ならない部分にさせていただきます。

まず、1の除却処理の概要について御説明いたします。高知県立大学は、平成 29 年 4 月に開館した永国寺図書館への蔵書移転に際し、旧図書館に蔵書されていた図書資料のうち、約 3 万 8,000 冊の除却を決定し、教員研究室等で引き取った物を除く図書について焼却などを行ったものです。

2の除却決定した蔵書の内訳及び3の除却スケジュールは、後ほど大学から説明がございますので、説明を省略させていただきます。

次に、4の永国寺キャンパスに新設しました図書館の概要について御説明いたします。旧図書館と比較した形で施設の概要を記載しております。このうち、新図書館の延べ床面積は旧図書館に比べ、およそ 1.5 倍の 2,057.36 平方メートルに拡充しておりまして、その上で、蔵書の収蔵能力は旧図書館と同程度を保ちつつ、ラーニングコモンズ機能としてグループ学習室や防音機能を備えたディスカッションルームなど、これまでの図書館になかった学生支援のためのスペースを新たに設置するとともに、座席数もふやしております。こうした内容は、大学関係者と県や設計者が協議を重ねた上で整備を行ってきたものです。なお、この図書館は平成 29 年 2 月に完成しております。

最後に、大学の今後の対応についてでございます。大学は、今回の蔵書の除却処理に関して検証委員会を設置し、蔵書除却の手順や除却決定後の処理の方法などを検証することといたしました。詳細につきましては、後ほど大学から説明がございますので省略させていただきますが、大学におきましては、この検証委員会の検証結果なども踏まえ、蔵書の適切な管理に向けて取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

当課からの説明は以上でございます。

◎池脇委員長 続いて、高知県立大学から説明を受けたいと思います。参考人の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当委員会に御出席いただきありがとうございます。それでは、説明をお願いいたします。

◎中澤理事長 その前に自己紹介をさせていただきます。私、理事長の中澤でございます。よろしくをお願いいたします。

◎野嶋学長 学長の野嶋です。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎岡村事務局長 事務局長の岡村です。よろしくをお願いいたします。

◎山田総合情報センター長 総合情報センター長の山田です。よろしくお願ひします。

◎清原学長特別補佐兼地域教育研究センター長 地域教育研究センター長の清原です。よろしくお願ひします。

◎池脇委員長 それでは、御説明をお願いいたします。

◎野嶋学長 危機管理文化厚生委員会の皆様には、日ごろから非常に高知県立大学法人、高知県立大学に多大なる御支援、御指導いただいておりますことを、まず、感謝申し上げたいと思います。どうもありがとうございます。そして、このたびのことに关しましては、県民の皆様方、そして関連機関の皆様方、委員の皆様方に、心よりおわびを申し上げたいところです。本当に御心配をおかけいたしましたし、御迷惑をおかけいたしましたことを心よりおわび申し上げます。

新図書館開設に向けて、5年かけて手順や基準を設けて全教員の意見を聞きながら、慎重に除却する図書を決定してまいりました。しかし、除却を決定した図書の再活用に関しまして、学内のみの再活用にとどまりました。学外、県民、広く県内の図書館の皆様方に対して、再活用していただく道を広げることができませんでした。その結果として、多くの図書を焼却するに至りました。再活用については、広い視野で検討することが必要であったと、今は深く反省しているところです。学内組織のみの判断となりましたので、本当に視野が狭かったと反省しております。現在、検証委員会を設置し、検証しているところでございます。私どもは検証結果を踏まえ、そしていただきました意見を真摯に受けとめて、図書館の運営、そして大学の運営、改革に生かしてまいりたいと思っている所存です。本学は県民大学、そして地域とともにある大学を目指しておりました。しかし、このたびのことを深く反省し、さらに県民大学として地域の方々との連携が必要だと思っているところです。さらに努力を重ねていきたいと思っております。

詳細な説明に关しましては、本学の岡村事務局長より説明させていただきます。

◎岡村事務局長 それでは、今回の永国寺図書館の蔵書の除却について、私から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

お配りさせていただいています「高知県立大学等永国寺図書館の蔵書の除却について」

という資料の1ページ目をお願いいたします。まず、1の除却の経緯です。今回の一連の除却についての議論は、図書館の管理運営を審議、実施する総合情報センター運営委員会において、平成24年1月から始まっており、永国寺キャンパスの整備計画が具体化されている時期でございます。また、当時の旧図書館は、それまで定期的な除却が行われていなかったこともあり、閲覧エリアもないくらいの満杯状態となっていたため、適正な蔵書管理の面からも除却についての検討が必要になっていました。その後、重複図書と重複していない図書に分けて除却することなどが決まり、平成25年9月からリストの作成、全教員によるチェックなど具体的な除却方法が検討されています。そして、平成26年7月に1回目の重複図書の除却が行われ、その後、重複図書については平成27年度、平成28年度に各1回の計3回の除却を行っております。また、重複していない図書については、コンピューターに関する古い本を平成27年10月に試行的に除却した後、後ほど説明しますプロセスを検討、決定し、翌平成28年12月までの間に図書分類ごとに計10回の除却を行っております。さらに、製本雑誌についても、新しい図書館開館前の平成29年3月に除却を行っております。この間、除却が決定された図書、雑誌は、教員が必要な物を引き取り、最終的に残った物をそれぞれ12回焼却しております。

次に、2の除却図書等の内訳を御説明いたします。除却した資料は、図書のほか、大学や研究所が発行する研究論文や調査報告書の刊行物である紀要類、学術雑誌を含む雑誌となっております。それぞれ図書が約2万5,400冊、紀要類が約1万冊、雑誌が約2,700冊、また図書については重複図書が1万8,700冊、重複していない図書が約6,600冊で、合計が約3万8,000冊となっております。これらの資料を、先ほど御説明しましたように、平成26年度から平成28年度までの3年間で14回に分けて除却した上で、教員が必要な本を引き取り、残りを焼却しております。なお、紀要類約1万冊は図書の登録を行っていないため、後ほど説明する基準で保存の必要がないと判断した物を、順次ひもでくくって古紙回収業者に引き取ってもらっています。また、雑誌については、図書の登録がある物とない物が存在しており、これらも後ほど説明する基準で保存の必要がないと判断した物については、登録がある雑誌は図書と同じように除却した上で教員が必要な本は引き取り、残りを焼却し、登録がない雑誌は古紙回収業者に引き取ってもらっています。

次のページをお願いいたします。除却の手順・基準について御説明いたします。まず(1)の重複図書です。これは重複している図書を対象として除却しておりますが、原則として、090という分類がつく郷土資料は対象外としております。除却決定後は教員が必要な図書を選書し、教員管理として引き取り、残った物については焼却処分しております。次に(2)の重複していない図書でございますが、基本的な手順は、記載していますように、司書が作成した除却候補リストをもとに専門教員が除却候補リストを作成、その除却候補リストを全教員が必要性の観点から複数回チェック、最終的に総合情報センター運営委員会で承

認された図書を除却、除却決定後、処分前に教員が個人的に必要な物を引き取る流れになります。もう少し具体的にフローにより説明させていただきます。

5 ページの別添、「重複していない図書の除却プロセス」をお願いいたします。上から順番に、まず「(1) 図書情報部」のところからですが、日本十進分類法に基づく分類ごとに司書が除却候補リストを作成しております。この際、右上の枠の中に書いていますように、まず重複図書と同じように、090 類の郷土資料分類をつけている図書は対象外とした上で、①上下本やシリーズが揃っていない図書、②で初版、第4版などの版違いがある図書は、いずれかの図書を残すことになっておりまして、同じ本でも版が違っていたら重複していない図書にしておりましたので、ここで版違いがある図書は対象としております。③同一分野で同じような内容の資料もいずれかを残しております。内容的には、例えば同じ本でも出版社が違う本がありましたら、そのどちらかを残すことをしております。④で現在の県立大で研究されていない分野の図書、⑤で古いパソコン関係の入門・解説書、⑥で破損して修復が難しそうな物。⑦で寄贈で他大学が発行している記念誌、大学史、業務報告書など、こうした視点でリストを作成しております。

次に(2)になりますが、(1)で作成したリストをその図書分類に該当する専門教員、あるいは隣接領域の専門教員が、右に書いてありますように、「①除却後、現物も廃棄」、「②除却後、研究室に引き取る」、「③池図書館に移す」、「④除却せず、分置する」、「⑤永国寺図書館に必要」の5つの項目に分類し、全教員に配布する除却候補リストを作成しております。

そして(3)では、(2)のリストを全教員に配信し、除却に同意するか、あるいは本の移転案についての意見を聞いております。具体的には、先ほどの(2)で①の廃棄となった図書について、「②除却後、研究室へ引き取る」から「⑤永国寺図書館に必要」までの図書がないかどうかを再度確認しています。

(4)では、全教員からの意見を集約し、再度リストを作成しております。

(5)で再度、全教員に該当の処理をしてよいかを確認しております。

こうしてでき上がったリストを総合情報センターの運営委員会で議論し、そこで承認されれば、(7)の「除却の事務処理」に移りますし、承認されなければ、(2)や(3)に戻り、再度同じチェックを繰り返すことになっております。

そして、最終的に除却決定された図書は、最初にも説明しましたように、教員が必要な図書を選書し、教員管理として引き取り、残った物については焼却処分という流れになっておりました。

2 ページにお戻りください。(3)の紀要類・雑誌の手順でございます。まず、紀要類は、電子ジャーナルや、大学や研究機関が主体となって所属研究者の知的生産物を電子的に収集、蓄積、提供するシステムであるリポジトリのようにインターネットなどで入手で

きる物、また継続して届いていない過去の物で所蔵が10冊以下の物を対象として、こちらは先ほど説明しましたように、図書の登録はしておりませんので、ひもでくくって廃棄しております。また、雑誌についても、電子ジャーナルやリポジトリ等で公開されている物、情報や内容が古い物、所蔵期間が短い物などを対象としています。こちら先ほど説明しましたように、登録がある物は図書と同じプロセスで除却、登録がない物は紀要類と同じように廃棄を行っております。

次に、除却後の再活用について御説明させていただきます。除却決定後の図書や雑誌は教員が教員研究室や学生研究室に引き取り、残っている物もあります。これらの図書は学内で再活用されているものですが、昨日現在、重複図書1,903冊、重複していない図書が599冊、合計2,502冊が再利用されていることが確認できております。これについては確認途中で、まだもう少しあるということです。しかしながら、こうした再活用については学外にまで広げることができず、結果、処分となっております。

その要因について(2)にまとめております。まず、大学の図書管理細則の規程では、除却図書の処分は、「廃棄、贈与または売却のいずれかによる」となっており、また、運営委員会等、学内でも県内の公立図書館、県民、学生への譲渡や売却について議論がなかったわけではありませんでした。しかしながら、短期間に大量の除却を行わざるを得ない状況の中で、枠の中に書いていますように、1つ目として、大学名や教員名の記された本が学外に出回るとは不適切であるとの誤った認識を持っていたこと、2つ目として、大学あるいは県の資産である本を勝手に売却することは不適切であると、こちらも誤った認識を持っていたこと、3つ目として、譲渡などの手続を行う場合に要する時間や労力の制約があったこと、4つ目として、除却後の書籍を譲渡するために保管する場所の確保が難しかったこと、5つ目として、他の図書館との連携、全学的な情報・認識の共有が弱かったこと、以上のような理由が複合的に存在し、結果、除却図書の有効活用は学内にとどまり、学外で活用する道を開くことができなかつた要因であったと考えております。

次のページをお願いいたします。今回の除却に関する大学としての受けとめについてまとめております。まず、今回の図書の除却についてでございますが、先ほど学長の挨拶にもありましたように、大学としては手順や基準等の検討も慎重に行い、全教員が繰り返しチェックするなど、時間をかけて丁寧に行ってきたとは考えていますが、除却図書の再活用、処分に当たっては、その議論も活用も学内にとどまり、多くの図書を焼却することとなり、深く反省しているところでございます。そして、学外機関や学外者に対して除却図書の再活用を依頼することなく焼却に至った理由は、先ほど説明しましたように、慣習的に持っていた不適切な認識、物理的な課題や不十分な取り組みを打破できなかつたことなどにありましたが、突き詰めれば大学として視野を広げることができなかつたことが大きな要因であったと考えております。このため、今回の除却に対して県民の皆様から寄せら

れた御意見や御指摘を大学として重く受けとめ、学外の専門家や図書館関係者などから成る検証委員会でしっかり検証を行い、今後の蔵書管理の改善、改革に生かしていきたいと考えています。また、その検証結果は、同じ公立大学法人の高知工科大学にも生かしていければと考えていますし、他大学や県内公立図書館との連携をより深め、可能であるならば除却図書に関するネットワークの構築なども進めていければと考えております。

次に、検証委員会について御説明いたします。設置の趣旨は、今回の除却に関し、県民の方から多くの御指摘等を受け、また今回の除却に係る一連の検討及び再活用が学内にとどまっていたことから、除却の手順、除却図書の再活用や処理方法などを第三者の方々に検証いただき、今後の蔵書の適切な管理運営に生かしていくものでございます。委員の方は、国内の図書情報学の専門家、本学と同じ公立大学の図書管理運営者として全国の公立大学協会から推薦していただいた方、県内の図書館関係者として高知県図書館振興計画策定検討委員会委員長を務められた方、再活用では県内公立図書館との連携が必要不可欠であることから、同じく図書館振興計画策定検討委員会の委員を務められた県立図書館長及び市町村図書館で司書をされていた方、また、今回の焼却に対して強い疑問を抱き委員への申し出があった一般の方、利用者である学生の代表者の計7名でございます。既に第1回検証委員会を9月23日に開催しており、そこでは、(3)にありますように、手続等は丁寧に行われているものの、再活用については県民等への説明や提供ができておらず残念、再活用が学内の視点でしか検討されなかったことが問題といった指摘が多数あったほか、県民として心を痛めているといった厳しい御意見もいただきました。次のページをお願いいたします。また、除却図書の処分について、規程上も廃棄以外に贈与や売却とあるにもかかわらず、廃棄となったことが問題であるといった意見もありました。さらに今後に向け、この問題をしっかり検証して予防策を講じ、公立大学法人として信頼を回復していくことが必要であるといった御意見もいただいております。

なお、今後のスケジュールとしましては、10月14日に第2回を開催予定であり、全体では4回程度、年内には報告書を取りまとめていただく予定としております。

最後に、全国の公立大学における除却の状況を調査しておりますので、参考として御報告させていただきます。6ページをお願いいたします。この調査は、9月に全国の公立大学協会図書館協議会に加盟する90の大学に調査を依頼し、64の大学から回答があったものを集計しております。調査結果を見ていただきますと、表の上から2段目、学内者、学外者、他図書館へ譲渡し、かつ古本業者等への売却を行っているという丸が4つ全てについている大学は2大学、次が学内者、学外者、他図書館へ譲渡している大学が2大学、また、次の次の段になりますが、学内者、学外者への譲渡を行っている大学は21大学など、学内者に加え学外者、他図書館あるいは古本業者等への売却など学内者以外で活用している大学は上から7段目までの合計で29大学ございますし、下から3段目の、学内者への譲

渡はないものの他の図書館への譲渡を行っている1大学も加えると30大学となり、約半数の大学が学外での再活用を行っていることがわかりました。一方、本学と同じように学内者への譲渡のみという大学は11大学となっております。また、この表を縦に見ていただきますと、学内者への譲渡を行っている大学は64大学中40大学、学外者への譲渡は26大学、他図書館への譲渡は6大学になっています。なお、先日の検証委員会の中でも、全国の国公私立の大学も図書館の狭隘化や図書の除却については同様の課題を抱えているという話も出ました。今回の本学での除却に関しての検証委員会の中で、除却図書の再活用について改善、改革に向けた何らかの指針が出れば、本学だけではなく、全国の大学図書館にも情報発信していきたいと思えますし、今回の教訓も次に生かしていけるのではないかと考えております。

説明は以上でございます。

◎池脇委員長 質疑を行います。

◎田中委員 一番初めに8月17日の高知新聞の報道から始まったと思うんですけども、実際のところ、これまでの間、私も報道でしか知ることがなかったわけで、きょう改めてお越しいただいて、何点か確認の意味も含めて質問をさせていただきたいと思えます。

初めに、先ほど少し説明もありましたけれども、高知県立大学・高知短期大学図書管理細則の中に、除却図書の処分は廃棄・贈与、または売却のいずれかによるものとし、図書管理責任者が決定するとあるとの報道がありますけれども、確認の意味で、このところはそのとおりのかをお聞きしたいと思えます。

◎岡村事務局長 図書管理細則にはそのように書いています。先ほど説明の中でも言いましたように、検証委員会の委員の中にも細則を読まれている方がいて、細則ではそうなっているのに、廃棄になったことはおかしいという意見がありました。管理細則上は売却も寄贈もあります。ただ、説明でも言いましたように、当時はそういった大学名や個人の名前が記された本を学外に出すのはよろしくないといった不適切な認識がございましたので、廃棄になっていった経緯でございます。

◎田中委員 先ほど御説明の中にもありましたけれども、一番初めに学長から全教員で5年間をかけて議論をされてきたというお話もある中で、ただ一方では、短期間に大量の図書を除却するため、譲渡や売却といった議論がなされなかったということで、少し違和感を感じるんですが、そこの認識を教えてくださいませんか。

◎山田総合情報センター長 5年間で議論いたしました内容としては、大きく2つ、籍をとるという意味で除籍なんですけど、除却についてどうするかということと、その後の処理についてです。その後の処理に関しましては、結果的に内部の利用だけにとどまってしまったのは、何度も御説明しているとおりの我々の反省点ではあるんですが、全く議論されなかったわけではなくて、少し議論はいたしました。ただ、それが発展的にいろんなところ

に相談して積極的にお願いするには至らなかったのが、我々の非常に大きな反省点です。その2つのことをやっておりましたので、結果的に5年かけてじっくりと議論したということでございます。

◎野嶋学長 なぜ焼却になったのかですけれども、規定的には平成24年に変えています、平成12年からの内規がございまして、その内規の中ではプライバシーに関することは焼却することを定めていました。今から考えるとそのことが適切であったとは思いませんけれども、大学の名前あるいは教員の名前がある物は、プライバシーに該当するので焼却することが伝統的になされてきました。そして平成24年に変更した時点で、実は平成12年の内規を準用する形で残していますので、それに基づいて焼却しておりました。そういう面では、慣習的なものがある、そして大学の名前、教員の名前がある物に関しては、プライバシーもあるので焼却を行っていました。もう一方の短期間でということなんですけれども、除籍をする図書は非常に丁寧に長く検討して選びました。しかし一方で、新図書館に向けてということもありまして、膨大な図書を置く場所もなかった。今から考えますと、もちろんそれも全く解決ができなかったわけではないと思いますけれども、何しろ3万冊ぐらいの物を置く場所を見つけることは困難だったという意味で、時間的にも限られ、場所的にも問題があり、そして古い慣習的なことに基づいて行動していたという複合的状況の中で、このことが起こったということです。再活用の道をもう少し検討して広げることができなかったことは、本当に申しわけないと思っております。

◎田中委員 学長の先ほどのお話をお伺いすると、丁寧に議論はされてきたけれども、最終的に除却の方法についての期間が短かった中で、再活用を考えられなかったということだと思えます。先ほどのお話をお聞きしても、説明にもありましたように学内だけの議論になっていたことや、視野が狭かったということですが、今後については、組織としてももう少ししっかりと検討していただきたいと思えます。この問題に関して、実は、けさも県民から電話がありました。私が所管の委員会ということもあるんでしょうけれども、反響もかなり大きいです。特にこの連日の新聞報道等もあり、センター長のインタビューも載っておりますけれども、報道による県民の反響もしっかり考えていただいて、やっぱりもう少し早く学長なり理事長なりが対応されたらよかったですのではないかと思っております。

◎梶原委員 きょうもこうして多くの報道の方、また傍聴の方もおいでになられているように、これだけ大きな関心がある事項でもありますし、当委員会としては来年度の運営交付金の予算審議にもかかわりますので、できるだけ丁寧にお答えいただきたいと思えます。まず、田中委員の質問に関連して事実確認ですが、当初は、以前の女子大の附属図書館除籍図書取扱内規を準用していて、平成27年に大学の図書管理細則ができたということですが、いつから新しくできた細則を運用したのか、その辺のことについて時系列で教えてい

ただけますか。

◎岡村事務局長 まず、平成12年につくられた内規がございます。その後、平成24年4月1日に図書管理規程ができております。その段階で、先ほどお話しがありましたように、処分については変わっております。その後、内容は同じなのですが、平成27年に図書管理規程から図書管理細則になっております。これは、平成27年に法人統合がございました。規程であれば法人でやるんですが、細則であれば学内でできます。図書に関しては学長の権限の部分に当たることから、法人統合に伴って平成27年に規程を細則にする改定が行われたということです。

◎梶原委員 それで、先ほどの学長の御説明の中で、それまでの内規を準用していたことが焼却したことに大きくかかわったとありました。これは、センター長もよく報道等でお答えになられていますが、その内規には、除籍図書の処理は、第5条に除籍を決定した図書は移管、希望者への譲渡等により処理するとあります。ただし次の各号に該当する物は焼却するとあり、該当する物とは、個人または団体プライバシーの侵害のおそれのある物、図書館長が特に指示する物です。以前の規程によって慣習的に焼却を行われていたと強調されますが、内規には焼却の前に移管、希望者への譲渡があるんです。今回、除却が決定された3万数千冊の図書を焼却していますが、これは個人または団体のプライバシーを侵害するおそれに当たる物なのか。大学名、教授名が入った物は、少しの作業で取り除くことができます。この内規を伝統的に慣習として準用して、これまで焼却を行っていたと言われますが、逆にセンター長は今回のこの経緯に関して、これまで計画的に除籍を行ってこなかったことが最大の原因とお答えになられております。この辺がどうしても整合性がとれないと思うんですが、その件も踏まえて学長にお聞きしたいと思います。これまでのコメント、そして大学の見解で、慎重に長い期間をかけて除籍の決定について検討してきたと、その手続は自分たちも示していただきましたけれど、本当に慎重にされていると思います。ただ、学内の規程に基づいて焼却したと言われておりますが、まず学内の規程が何なのか。それまで準用していた内規であれば、第5条に移管、希望者への譲渡が一番先にありますし、さらにはその後平成24年に規程が変わって、そして平成27年に変わった高知県立大学・高知短期大学図書管理細則には、さらに売却も示されています。今までおっしゃってこられた学内の規程に基づいて慎重に除籍を決めてきたというその規程とは、何を指すのでしょうか。

◎野嶋学長 平成24年に変わる段階で、委員会としては内規を準用することを決めていました。準用する内規には確かに、上記に移管、希望者への譲渡とはあります。しかし、伝統的にと申しましょうか、私たちは県直営の時代から、大学の名前や個人の名前がある物に関しては、プライバシーなので焼却する、あるいは売却してはならないと、今から考えれば不適切な認識がございました。その認識は非常に強いもので、それを打破することが

できなかったということです。私たちとしては内規に基づいて、そして準用することで行ってきました。確かに今となってはそのことが適切であったとは思いませんけれども、規程として廃棄があり、その廃棄には幾つかの種類があって、その中の一つが焼却であるという解釈で行ってきています。

◎梶原委員 今、不適切な認識であったと言われるのであれば、規程には譲渡により行われると書いていますから、規程には基づいていないということじゃないですか。これまで、規定に基づいて慎重に検討した手続はおかしくないです。ただ、再活用の道を図るところができなかったことが、今回の最大の要因であると何度も強調された。その認識は皆さん同じで、これまでもその大前提でおっしゃってきた。でも、その規程に基づいていないから、不適切な認識であったと言われているわけでしょう。そこの根本が一体どちらなのか。大学としては正當に決めたのか。それとも不適切な認識があったことが原因なのか。そこが全く違う話になってきます。

◎野嶋学長 規定的には、廃棄の種類の中の一つが焼却であるという解釈です。したがって、そういう意味で規程に基づいて行いました。今回の焼却はいろいろな理由で発生したことです。私たちは規定に基づいて行ったと考えております。廃棄の中の一つが焼却であるという立場です。

◎梶原委員 その廃棄の中で、焼却なのか溶解とかいろいろあったと思いますが、そのことは内規の中には書かれていません。除籍を決定した図書は移管、希望者への譲渡により処理する。ただし、次の各号に該当するものは焼却するとあります。焼却は廃棄の中の一つの方法だと言われるけれど、当初準用されていた取扱内規には廃棄という言葉は全く出てきませんが、それどういう説明ですか。

◎岡村事務局長 規程自体は、最初に言われました今の図書管理細則の第16条第2項の、除却図書の処分は、廃棄、贈与または売却のいずれかによるということに基づいて行っております。この中で、廃棄の手法として、学長が先ほど言われているように内規をずっと準用してたということでございます。実は、他大学の図書館の調査の中でも廃棄については聞いておまして、やっぱり焼却が多いということです。あと、委員が言われました溶解もありますし、一般ごみとして出すところもあります。ただ、処分について見てみると、やっぱり焼却が多かったということです。廃棄の方法として、ずっと内規を準用してたということです。

◎梶原委員 新しく県立大学・高知短期大学図書管理細則ができる以前はその内規を準用していた。その内規においては図書管理の責任者は図書館長になっていますが、実際は総合情報センター長という認識でよろしいですか。

◎岡村事務局長 はい。総合情報センター長です。

◎梶原委員 そうしたら、その図書管理の責任者であるセンター長に少しお聞きしたいと

思います。これも私どもは直接議論に参加していたわけではありませんので、報道等や検証委員会にお答えになられたことに基づいて質問しますので、事実と違うのであれば、ぜひおっしゃっていただきたいと思います。8月18日付の地元紙の報道によりますと、戦前、戦中の本とか大変希少な本を焼却していることについて問われた際に、センター長は、今初めて知りましたとか、私が判断したわけじゃない、しかるべきシステムをつくって判断した、ともお答えになっています。これまで、学長、そして今回の件に対する大学としてのコメント、また、いろんな御発言がありますが、今回の件に関して、知事を初め多くの県民の皆さんからこれだけ残念な思いがあらわされている中で、図書管理の責任者としてセンター長はどういう認識なのか、一言お答えいただきたいと思います。

◎山田総合情報センター長 新聞報道に関しては、そのときにいきなり聞かれたものですから、手元資料もなく、それを思い出すこともできませんでした。ただ、先ほど御説明いただいたとおり、広範にしかるべきプロセス、システムによって判断しておりますので、そういう物が含まれているとは認識しておりませんでした。したがって、そのような取材に対する返答をしたと思います。

◎梶原委員 取材に対するお答えはわかりました。今回の一連の件に関する図書管理の責任者としての見解はどうでしょうか。

◎山田総合情報センター長 先ほども出てきましたが、結果的に5年という長い時間をかけて除却に対してどう考えるか等々を考えてきましたけれども、結局、5年と言いつつ、トータルすると処分した冊数が多くなったのは、初めにも御指摘いただきましたとおり、今までそういう検討をしてこなかったことで、結果的に、図書館が非常に狭隘化している認識はずっとありましたし、公立大学の図書館の共通の課題でもあったものですから、それはわかっておりました。しかしながら、狭隘化の課題があるとわかっていながら、それを定期的にしてこなかったのも、5年ではありましたが、その期間に多くの書籍を処理しなければいけなくなってしまった。つまり計画的な管理をしていなかったことが大きな反省点だと思います。もう一つに関しては、除却の過程については議論しましたが、その後、重複している物、重複していない物、あるいは雑誌についても学内で再利用する機会を設けたことはよかったんですが、やはり外部においての再利用ができなかったことが非常に大きな課題だと思っています。それに至った理由は、先ほどから説明させていただいてるとおり複合的なものがあって、特に、先ほど学長から説明がありましたが、旧の内規を長くずっと使っていたわけですが、その中で大学の図書を外に出すことに対して、私は非常に抵抗感があったのは事実です。今考えてみると、それが非常に不適切ではあったんですけれども、その当時、法人化する前は県の図書だったわけですが、県の図書を世の中に出すということは何か流通に乗つけるということで、流通に乗つけた場合には、言葉が悪いんですが例えば横流しというの、ほかのところで聞いたこともあり

ますし、私の中で、それを売却することが本当に適当なのかという疑問がありました。特に、そういうことをすると、それこそ県民の方に叱られるのではないかと認識しておりました。いずれにせよ、今こういう議論をすると、その認識が不適切だったと考えております。実際に調査をしてみますと、公立大学全てではないんですが、幾つかの大学では再利用を外に求めてやっているとあります。実は再利用せず焼却しているところもあるんですけれども、ただ再利用の方法としては多様であることが今回わかりましたので、その当時それがきちんとわかっていたら、いろんなことを考えられたのかもしれませんが、私の中では、思考が非常に狭くなっていたと感じております。

◎梶原委員 県の財産であったので、いろんな懸念もあったとおっしゃいましたが、逆にそれを処分することに関しても、そういった認識が示されているのは理解ができました。今から少し質問も細かくなりますので、できるだけ簡潔にお答えいただきたいと思います。これも報道ではありますが、先ほど言われた狭隘化という問題に対し、今回はチャンスだともお答えされております。そして、突然お聞きになられたかもわかりませんが、学生に対するアナウンスに関しては、ただであげちゃうのとお答えにもなられております。その学内での活用について、教員だけではなくて学生にアナウンスがなかった理由はありますか。

◎山田総合情報センター長 議論がなかったわけではないんですが、結果的に教員だけの再活用ということになってしまっただけです。

◎梶原委員 ちょっといいですか。議論がなかったわけではないけれど、結果的にそうなった理由を今聞いています。一度議論にはなっていますから、それには理由がありますよね。なぜそういう結果になったのかを今お聞きしています。明確な理由を答えられなければ、できないとお答えください。

◎山田総合情報センター長 当時のことをよく覚えていないので、ちょっとお答えできないんですが、結果的にそれ以上議論にならなかったということだと思います。

◎梶原委員 それ以上議論にならないということは、そういう提案があった、議論になったことに対して却下をしたとか取り上げなかったということでしょうか。それを決めたのは誰でしょうか。責任者であるあなたなのではないでしょうか。

◎山田総合情報センター長 却下をしたかどうかは覚えていないんですが、結果的には、学生に対して、それを持って行ってくださいとはしなかったもので、振り返ってみると、責任者としての私の決定になると思います。

◎梶原委員 そこはすごく重要なところなので、もし当時の総合情報センターの運営委員会の議事録でわかるのであれば、私学・大学支援課を通して後で教えていただきたいと思っております。

また、これも報道ですが、同じ場所にある工科大に対しては、同じ法人なのに大学が違

うという認識で相談することに対してぴんときない。違う大学に持っていく発想がない。さらには工科大からは何も持ってきてもらいたくないのが心情という耳を疑うような発言も載っておりましたが、この発言についての真意は、何か意図されるどころと違うものがあるのかどうか、また今の認識をお聞かせいただきたいと思います。

◎山田総合情報センター長 今と、その当時とは、大学の関係性もまずは違うと思います。図書館を設計するときには工科大も加えて議論はしていましたけれど、その当時はまだ法人統合をしておりませんでしたので、違う大学という認識がすごくありました。今の御説明の中には出てこなかったんですけれども、結果的に除却を決定したことは、うちの大学では必要ないと認めた物です。それも全教員に見てもらって、それでもピックアップされなかった残った物です。それを工科大にお願いしますとは、私としては言えなかった。反省点ではあるんですが、遠慮があったと思います。

◎梶原委員 今回さまざまな形で再活用ができなかったことに対して、短期間ということも挙げられていますが、センターの運営委員会の中では学内の教授から工科大への協力打診を求める意見が出されている議事録があると。しかし、その同月また翌月に行われた委員会の議事録では全く触れられていないということも出ております。工科大側への取材でも3万8,000冊は1年ぐらいは寝かせておける収容能力があるとお答えになられていますが、運営委員会でのその後の議論はどうなったのかおわかりですか。

◎山田総合情報センター長 議論は覚えていません。ただ、除却に関して、相談ではなく除却をしますというお知らせはしていて、そのときに工科大からは、それは県立大学の話なので、どうぞ県立大学でやってくださいというお返事をいただいています。

◎梶原委員 覚えておられないということなので、もしこれも議事録等々でわかれば、後で私学・大学支援課を通してお願いしたいと思います。

先日、検証委員会の第1回目が行われておりますが、検証委員会で新図書館の完成に合わせての除却かとの委員からの問いに対して、過去に除却をしたことがないのが主な理由で、新図書館に合わせたわけではない。また、収蔵24万冊というのが前提にはなっていたが目標値や具体的な数字を出して除却を進めたわけではなく、結果的に目標値に近づいたとお答えになられています。一方で、検証委員会の中での提出された資料に、短期間に大量の除却を行わざるを得ない状況の中、以下の理由が存在する。先ほどもお答えになられた複数の理由ですということをお答えになられていますが、短期間に除却を行わざるを得ないということと、新図書館に合わせたわけではない、目標値を決めたわけではない、結果的にこの除却のボリュームになったという相反する2つの意見がセンター長から示されていますが、この辺の整合性についてはどうお考えでしょうか。

◎山田総合情報センター長 まず、新図書館のことを考えてという話は、平成24年1月に除却についての議論が始まったわけですが、当然このときに新図書館のことは頭にはあり

ましたけれど、それを目指していたわけではないという回答です。ただ、その後、5年かけて除却する中では、当然、新図書館のことが具体化してきましたので、新図書館のことを考えながら除却しています。なので、そのときの目標値という言葉が出てきています。したがって、新図書館ができるので焦ってやったとか、それでスタートしたわけではありません。ただ、新図書館のことを全く考えていませんでしたかと言われたら、当然それは考えていたということです。そういうこともありまして、初めのうちはかなり時間をかけて議論していることになります。具体的に新図書館の状況が見えてきたところで、どのくらい除却しなければいけないかは当然考えないといけないので、目標設定はいたしました。しかしながら、先ほど局長から説明した除却のプロセス等は何回も回っていて、細かく分類等で除却しているんですけども、そのときに何冊を除却しなければいけないという目標設定ではありません。あくまでも大枠としての目標設定で行ったということです。短期間という意味は、結果的に5年かけて、具体の除却のプロセスですと除却そのものは二、三年になるんですが、その期間に3万冊程度の程度を除却しているので、そういう意味での短期間です。それは初めにも御説明したとおり、本当は定期的に除却していたら、年、数千冊レベルだったにもかかわらず、結果的に満杯状態から始まったこともあって、そう見ると年当たりの除却数が多くなるということで、短期間という説明をしたと思います。

◎梶原委員 約5年かけての長期間の議論というお話もずっといただいておりますが、平成24年1月に総合情報センターで除却の議論を開始して、平成26年には重複図書の第1回目の焼却が行われています。平成27年、平成28年にも焼却が行われていますので、長期間の議論を重ねてというよりは、同時進行したという認識でよろしいですか。

◎山田総合情報センター長 一番初めに決めたのは何から検討しましょうかということです。そのときに、その後の処理については課題ではありますが、重複図書は1冊を残せば、そういう意味で知的財産が残るわけですから、まずは重複図書を検討していこうと考えました。そして、教育研究への影響を考えると、いわゆる紀要類あるいは雑誌類が次だろうと。そして一番重要なのが重複していない図書でした。オーテピアとかにもありますけれども、それを処理することによって本学でのアクセスがなくなるので、優先順位を決めてやったところがあります。結果的には重複図書は3回除却しているんですが、初め重複図書を調べたんですけども、残りがあったということです。というのは、重複図書は実際に書架に行って本当にあるかどうかを確認する必要があります。分類が同じですのでその近くにはあるんですけども、若干分類番号が変わっていたり、あるいはどれが古いとか、汚損が激しいとかがあるので、手元のリストだけではわからないんです。なので、こちら辺が司書のすごい労力になるんですが、実際に行って確認することが必要だったものですから、実は、1回で重複図書の確認ができなかったのは事実です。したがって

して、3回になっていますし、平成29年3月の最後すれすれのところで、3回目の重複図書の除却が行われています。ですから、基本的な考え方は重複雑誌、重複してない図書という流れの中で、結果的に並行して行ったところもあります。ただ、重複図書をやったことを経験に、先ほど言いました、教育研究に大きな影響があると思われる重複していない図書については、重複図書の処理の経験も踏まえプロセスを考えたということです。そういう意味では、そこも並行していると言え、並行していることになります。

◎梶原委員 先ほど事務局長から、勝手に売却することがというお話もありましたが、センター長も学外での再活用を取り入れることができなかつた理由の中に、勝手に売却することは不適切との認識を挙げられ、また報道にもそうお答えになられています。決めた細則の中に、除却図書の処分は、廃棄、贈与または売却のいずれかによるものとして、図書管理責任者が決定するという細則、規則をつくっている中で、例えば運営委員会の中で売却を決定するであるといったことが、何をもって勝手にということに当たるのか、少し理解ができないんですけど、その勝手にということが指す認識はどういうものですか。

◎山田総合情報センター長 長い内規のこともありまして、とにかく先ほど説明したとおり、県の資産を売却するなんていう頭が私にはなかったということです。それが多分、取材を受けたときには勝手という言葉になったんだと思います。それこそオンブズマンに指摘されるんじゃないかということがあって、そういう意味では、実際には外に出さず、学内で処理しなければいけないと当時は思っていました。

◎梶原委員 今度は手続上のことで幾つか聞かせていただきたいと思いますが、除却する一連の手続の基準の中の一つに、現在、県立大で研究されていない分野の図書という項目があります。そこは県民も利用されますし、学生が今大学で研究している分野以外のことに視野を広げる意味では、そういった図書も必要ではないかと思いますが、この基準があったら、かなりの図書が当てはまりますし、そこだけ見たら何かすごく曖昧になるんじゃないかと思うんですけど、この基準について、その辺はどう当てはまっていたんですか。

◎山田総合情報センター長 その基準は幾つかあるうちの一つという意味で、それを全て当てはめたわけではありません。図書は新しい物が年間数万冊出ているんですが、予算の関係でそれは全部は購入することはできないんですが、当然、ある一定の循環はしていかなければいけない。それは大学の図書館としての役割だと思っています。しかしながら、狭隘化という課題があるということで、当然、除却はしていかななくちゃいけないわけですが、除却していない物で実際に大学で教えていない物、学部の再編や教員が退職したりとかもありましたので、今は使われていない物もあるだろうということで、幾つかあるうちの一つの基準として用いたということです。

◎野嶋学長 補足説明で。図書館には、退職される先生たちが研究室にあった本をお持ち

になります。その中に、一般の学生、あるいは広い意味での一般的な物はもちろんありますけれども、かなり特殊な領域にフォーカスした物があって、ここではそういう領域に関しての物を扱っています。今、幾つかリストを見ると、退職なさった先生の特種で極めて専門性の高い本などがそこに当たると見えています。

◎梶原委員 もちろん除籍をしていかなければならないことも理解できますし、特殊性のある図書があることもわかりますけれど、現在、研究されていない分野ということになったら逆に広がるんじゃないですか。今、大学の研究に関係ない分野といえば、後で何かがあったときに、それに全部当てはまることになるんで、せっかくだから、その特殊な物を除籍するにはそれをそうしますよという規程を今回見直していただきたいと思うんですが、その辺についてはどうお考えですか。

◎野嶋学長 今の基準は内規で決められてあるわけではありません。そういう意味で、検証委員会からの御意見もいただき、これを機会に除籍に関しての基準等を定めていきたいと思えます。委員がおっしゃるように、広い漠然とした決め方ではなくて、もう少し明確に、ほかの方が見てもカテゴリーがわかる形で定めていきたいと思えます。

◎梶原委員 これも報道にもかなり出ましたが、基準の中で郷土資料は除籍の対象外となっておりますが、郷土資料以外と分類された物が、明らかに郷土関係の貴重な資料であって、重複していないにもかかわらず除籍の対象となった物もあった。そのことについては、その後オーテピアで見られるかとか、検証委員会にもいろいろ調査報告されていますが、郷土資料は除籍の対象外としながら、現実に明らかに貴重な資料と思われる物が郷土資料ではないと分類されていた。ここの作業についての御見解はどうでしょうか。

◎山田総合情報センター長 先ほど局長からプロセスについては説明したとおり、090というのは確かに図書分類上では郷土資料なので、それについては外しています。ですからそれに漏れた物ということですが、これは機械的にやっているわけではなくて、それに漏れた物もリストには挙がってくるかもしれませんが、先ほどフローで説明したとおり、その分野の専門の先生に見ていただいて、除却リストをつくっています。その後、結果的にそのリストを学内で2回回していますので、そこで、捨ててもいいと言われた物と認識しておりますので、郷土資料として重要な物かどうかと言われますと必ずしもそうではないと考えています。なので、結果的に除却処分をしたということです。

◎梶原委員 いちいち例示する時間もないし、切りもないんですけど、例えば、今、県の道徳の副読本で、高知県の歴史上の偉大な人物として挙げられている「森田正馬評伝」であるとか、この表題だけを見ても郷土関係で貴重な資料じゃないかと思われる物が多々あります。その件に関して、オーテピアとかほかのところにはこれだけあり、県立大学からはアクセスできないけれども、そちらからはできますという調査が行われて検証委員会に報告されています。その調査は除却の決定前に行われて、ほかでもアクセスできるから除

却の処分になったのか。それとも、今、問題になったから調べられたのか、それはどちらでしょうか。

◎山田総合情報センター長 今、御指摘の報告に関しては、今回調べたことによって明らかになったものです。ただ、その当時、除却リストをつくって除却という意思決定をしたときには、例えば今のような話は調べてはいませんが、この書籍だったらあるだろうという予測の範囲で申しわけないんですけれども、そういうアセスメントは当然しています。

◎梶原委員 そうしたら、オーテピアを初めとする他館で、確実にアクセスできる確認はしていないままということではよろしいですか。

◎山田総合情報センター長 はい。少なくとも、その当時はそうです。

◎梶原委員 基準についてはこの辺にさせていただきたいと思います。実際の焼却の作業においては、司書が同行されたという報道もあります。例えば、清掃等の委託業務が行われているかを確認するために常時つききりであるとか、ほかの委託業務ではチェックや同行することは余り考えられない。やはり何かこうちょっとというのがあったかのように報道には書いていますが、その辺の大学側の見解というか、焼却場に同行された理由は何でしょうか。

◎岡村事務局長 焼却する物については、図書と大学の機密情報とかもあります。今回は基本的に個人情報があるということで焼却に行っているんですが、個人情報や大学の機密情報については、確実に確認することになっておりますので、職員が同行したということです。

◎梶原委員 ずっとお示しされていますが、学部の教授で教えられていることはいろんな場で公表されていますので、大学の教授の名前にしてもそうですけれども、大学が研究に使う図書に大学名の判こが押されていることがプライバシーの侵害になるのか。それが処分場に行くのか、他のところで活用されるのか。それがプライバシーの侵害に当たるという観点でずっと行われており、それは今、間違った認識だとお答えになられていますが、当時のその認識は本当に誤っていたという見解でよろしいですか。

◎野嶋学長 私たちは、平成12年に決めたことを本当にそのまま信じていました。センター長は自分がそう思っていたと言っていますけれども、センター長だけではなくて、大学の教員は、図書は大学の名前等々があるので外に出してはいけない、そして売却してはいけないと本当に思い込んでいました。それは、本学が非常に長い歴史であったということもありますし、思い込んでいたことを修正できなかったことが私たちの至らなかったところだと思っています。全体としてそのような形で受け継いできたし、また後輩にそのものを伝えてきたということで、反省しています。それは間違っていたと思っています。

◎梶原委員 また、センター長に御質問させていただきます。きょうも説明がありましたが、9月7日に公立大学図書館協議会の事務局を經由して所属する90大学に、メールでそ

の除却方法について照会を行われております。きょうの時点では六十幾つでありましたが、18日付には58大学から回答が来ています。メールを1つ送れば、12日間で58大学から回答が来るのに、5年もの歳月をかけて検討して除却処分を決めてきながら、なぜ、その再活用については照会しなかったのか、理由はどうか。

◎山田総合情報センター長　今回、こういう状況になったもんですから調べたというのが事実です。その当時はそういう発想がありませんでした。公立大学の館長会議がありまして、今回メールを送ったのはそのネットワークです。中国四国地区の大学図書館協議会がありまして、これは国立、公立、私立の100弱だったと思いますが、大学が加盟しています。毎年4月に会議があるんですが、その会議の中で、公立大学の館長会議があるんです。そこにほぼ毎回出ていまして、そのときに、除却問題はいつも課題になります。抱えている課題は何ですかと議論していくんですが、その除却問題になったときに、やはりその後の処理が課題になっていました。結果的に、私が今まで説明してきたことと同じことを述べる館長が多くて、やっぱり大学の名前が出ている物を外に出せないという話が出てきました。そういうこともあったもんですから、その当時はネットワークはあったんですけども、ネットワークを使ってほかのところと相談する発想がなかったということです。先ほど局長が説明した最後の資料でもわかるとおり、調査結果の一番下のところ、結果的には活用していない大学が64大学のうち23大学もある。要するに、うちはそれでも内部活用していますので、内部活用すらしていないところもあるのが公立大学の現状だったと思います。そういうことを踏まえて、私は数年前から、公立大学の館長会の中で話をしていました。したがって、ネットワークを使う発想にはならなかったということです。

◎梶原委員　今回、再活用の道が探れなかったことでここまでになっておりますが、その再活用の道を探れなかったいろいろな要因をおっしゃっていただきました。その要因が起こったのは組織的な問題なのか、属人的な問題なのか、これまでの慣習なのか、るる御説明いただきましたけれど、どうすれば一番改善の道につながるのか。学長としての思いはどうでしょうか。

◎野嶋学長　共通認識ができていなかったと書かせていただいたんですけども、個人的な問題というよりは、御指摘いただいたように、やはり規程にしても組織にしても、いろんなところで他の機関との連携、他の機関との情報のやりとり、他のところがどのような改革をしているのかを常に広く見ていくこと、そしてそれを大学に持ち帰って共有化し、教員組織と事務局とが一緒になって考えて解決していくことができていなかったと思います。そういう面では、組織的な問題でもあるし、文化的な古い考え方を打破できなかったこともあります。そういう組織的な問題、あるいは私たちの取り組みの問題はあります。私たちは孤立してはいけません。他のネットワークとの連携の中で、もう少しきちんと生きていくことが大事だということが、一番の教訓かもしれません。

◎池脇委員長 どう改善されていきますかという問いだと思っので、その点を。

◎野嶋学長 最終的には検証委員会からの意見を踏まえてということですが、御指摘がありましたように、除籍、除却の細則には文字はあるんだけど、それから先の具体的な取り決めが書かれていないということもありますので、これから図書館運営に関してもう少し詳細な決定をしていくことが必要だと思っています。そういう図書館内部の改革に関しての取り組みが必要ですし、そして、組織としては、他の組織とのつながりを強化していくことが必要だと思っています。そういう面で、もう少しきめ細かく管理運営をしていくことかと思っています。

◎池脇委員長 梶原委員、そろそろおまとめいただいたらと思います。

◎梶原委員 あと数点で終わりたいと思います。これは、まずセンター長に確認ですが、平成29年3月に12回目の焼却を行われた後、今回の報道が出るまでに運営委員会で、今後のこの問題について議論がなされたのか、なされていないのか。もしなされたのであれば、内容を簡潔にお願いしたいと思います。

◎山田総合情報センター長 今回報道されるまで、この議論はしておりません。

◎梶原委員 学長にお聞きしたいと思います。議会での知事の答弁の中で、大学として県民に説明責任を果たす必要があると大学に指摘されたとお答えがありました。検証委員会での今後の議論もありますが、今後、自発的にどのように説明責任を果たしていかれるのか、今の時点でお考えがあればお願いしたいと思います。

◎野嶋学長 まずは検証委員会からの報告を受け、そして大学としてどのように考えていくかを積極的に発信していきたいと思っています。

◎梶原委員 ぜひそうしていただきたいと思いますが、その説明責任を果たすことには、いろんな要素がありながらも最終的に責任の所在がどこにあるのかを示すことも一つ大事なことであると思います。その点については、大学側が検証委員会の結果を待って、今後いろんなことを気をつけますとするだけで、本当に多くの県民が、じゃあ頑張ってくださいと納得できるのか。それについてはどうお考えなのか、簡潔にお願いしたいと思います。

◎野嶋学長 もちろん責任問題に関しましても、結果を受けて、そのことに関して検討していきたいと思っています。

◎梶原委員 最後に。理事長もせっかくおいでいただいています。この件について、いろんな方々とお話をさせていただく中で、高知県の教育行政にも大変明るく、また県の行政手腕も発揮された理事長がおいでの中で、このようなことが起きたことは大変残念だという思いをされる方もいましたし、私も少しそういう思いがあります。ただ、理事長として、その運営委員会の中の議論に参加するわけではないでしょうし、理事長としては、今回の経緯をどの時点で最初にお知りになられたのか。検証委員会では、その後のことも含めて、とにかく今後にしっかり生かしていただきたいとお話もされていますけれど、一連

のことについての所見を、一言お願いしたいと思います。

◎中澤理事長 私は、まず新聞報道でこういう状況があることを知りまして、その後、大学から状況をお聞きして、大体の事実関係をつかんだところでございます。しまったなというのが第一の感想でございました。ただ、内容をずっと聞いてみますと、どの本を除却したということに関しては問題がないと考えています。ただ、まだ再活用を望む県民がいらっしゃる中で、その活用を提示できなかったことが、やっぱり残念だなという思いです。ここは新聞で相当報道されましたし、むしろ私どもは、まないたの上のコイになって、検証委員会も全部オープンの中で検証していただいて、一体どういうことがどんな感じで起こっているのかを、まずは県民の皆様にも知っていただく、検証委員会はもうオープンでやりましょうやいかというのは、私から大学に申し上げましたし、その結果を踏まえて対応していきたいと思います。それからもう一つは、高知県図書館振興計画は、高知県の特に市町村立の図書館の貧弱さ等があって、そこの充実というところに物すごく視点がいます。そして、もちろんそれをカバーする新しい県立図書館の業務がありますが、この除却した物の再活用といった視点は全くありません。この問題を大学から聞いて私が思ったのは、どうもこれはうちの大学だけではなく、県内の公立図書館にも似たような問題があるのではないかと。大学が他の公立大学図書館の調査をしますと、やっぱりほかの大学図書館にも問題がなかなかあって皆さん苦勞されているんじゃないかなと。今回のことを反省して大学が改善策をとったとしても、それは大学にとどまる。せいぜいで工科大学に行くことぐらいになりはしないかと。それより、せつかくこういうことがあるんならば、県内でこの除却したやつを再活用のシステムが構築できないだろうかと。これができれば、県民の財産を有効に使うこともできるし、図書館活動の潤滑もよくなるという思いがまして、8月の下旬か9月の頭には県の教育委員会に行って、私はこんなふうに思うんだけど、何かそういうことのできないだろうかとという相談は、既に県教育委員会に申し上げてございます。

◎梶原委員 大変お答えにくい質問もさせていただきましたが、それぞれ真摯にお答えいただきましてありがとうございます。思いは、本当にこれを生かして今後どう活用させていくのか。そしてまた永国寺キャンパスが知の拠点としてしっかり存在していくのが、県民の思いであると思いますので、今後の検証委員会等々にしっかり臨んでいただけますようお願いいたします。

◎米田委員 せつかくおいでてくれていますので幾つかお聞きしたいんですが、今回のことで、県民が怒り、どうなっているんかと失望し、全国からもこんな目で見られ、高知県の図書館行政、県立大学に対するそういう不信感が物すごく広がっているわけです。それは直視して、よく考えていただきたいと思います。今、センター長も学長も、県民からの声があって初めて事の大きさに気がついたと言われましたけれど、率直なところ、それば

あの程度かと言わざるを得んわけです。それで今回の問題は、高知県内の最高学府である県立大学において、再活用の（２）のところの議論を含めて、それぞれの教授や大学人のいろんな意見を集約して合意するような、いわゆる大学の教授会の自治が、十分確立、保障されていたかという問題が１つ。２つ目には、最高学府、知の拠点にとっての図書館の重大性、そのあり方を見直すべきではないかと思います。３つ目は、今、理事長も言われていましたし、これは議会にも責任があるかもしれませんが、学生もふえ、それから工科大からも来る中で、蔵書の収蔵能力はそのままでよかったのか。今は同じ収蔵能力で工科大学から１万冊を持ってきちゅうわけよね。だからもともと足りんなることはわかちゅうわけで、学生数からいえば、収蔵能力をふやしていくのが本来よね。そういう中で、収蔵能力が一緒になったときに、それをどうよりよいものに活用していくかという大筋が出ないまま、とにかく減らさないといけないということで、率直に言うて除却ありきの対応だったと思いますので、詳しく聞かさせてもらいます。一つは、学長が９月の談話で、有効活用に一定努めたということで、きょうの報告にもありますけれど、学内教員による再活用で２,５０２冊とあります。あのとき学長は、教員の研究室と学生研究室と池図書館への配架移転と３つ言われたんです。それを含めたら、活用したのは何冊になりますか。

◎岡村事務局長 まず、２,５０２冊が現在では全てです。確認はしているんですが、池図書館への移管は余りなく、数冊しかなかったと。多くは教員が学生研究室とか教員研究室へ引き取っています。また、退職されている先生がいたりして、引き取っている先生もいるので、今また、そういった部分を確認しているところです。

◎米田委員 それで、再活用の（２）のところですが、今、梶原委員も言われましたけれど、勝手に売却することはということで、そんな勝手にとつけて、別に勝手にやるわけじゃないわけですから、あたかも自分らがとってきた行動を合理化するような文章にしたらいかんですよ。それやったら、県民がこんな文章を見たら怒ると思います。勝手に売却することは不適切だという認識がありましたと。それやったら、勝手に焼却することはいいいのかと。これが今の県民の思いなんです。私はこの報告を聞いて、本当にどうなっているかという率直な思いがしたんです。細則も変えていかんといかんと思うんですが、本来、５年かけるといふなら、ここに書いちゅうような認識、皆さんの迷い、疑問に対して、みんなで議論することが大学人のやることやなかったですか。そのことを深めて、そして、本来であれば、今、報告してくれたように他の大学にまとまって聞いて、他の大学はこうしゅうということがわかれば、こんな①のような心配なんかも全然ないとなるわけです。後で聞きますけれど、地元紙では、そういう意見が幾つかあったということですし、それから、なかったとすればこういう意見が言えなかった大学の雰囲気、自治のないこのあり方をやっぱり正していけないかと思っています。今さらながらにこういう認識が弱かったと言われますけれど、本当になかったのか。今さら振り返ってこうと言われよりもですが、本

来こういうことを、この5年の間に議論してきて、時間がかかって大変やけれど、実務的な作業はそれからしたらいいわけです。そう思うんですが、それはどうですか。

◎野嶋学長 御指摘のとおりです。私たち自身も、こういうことを挙げました理由に関して、本当に理由になっていないことは十分認識しております。そして、5年の間に、それを大きく取り上げて深くディスカッションできなかった点が課題だったと思っております。

◎米田委員 それで、地元紙の「灰まで焼け」のナンバー5で、これはちょっと具体的なことなんで議事録があるというか、記憶があればきちんと答えてもらいたいけれど、2014年の7月の初めての焼却の少し前、書いていないので何月かはわかりませんが、図書部会の委員が、「永国寺図書館の整理に関する基本的な考え方」と題する資料を出されていますが、その資料はありますか。それと、狭いというなら県保有の施設を保管場所にできないかとか、それから学内の処分書籍フェアを開催したらどうかと、ここまで内部から文書で出ているわけです。今、振り返ったら、これはやっちゃったらよかったになりませんか。言うたら、県民にかわってのそういう重要な意見がどうして取り入れられなかったのか。

◎山田総合情報センター長 その文書はあります。それは、実は重複図書についての議論を内部でしようということ、今もありますけれども、当時の図書部会に重複図書をどう処理していったらいいかの議論をしていただいたということです。その結果として出てきたものです。確かに御指摘のとおり、そういう幾つかの活用の提案があったんですが、その中で、一つだけやりましようとなったのが内部での活用です。ほかのものについては、結果的にされなかったということで、ちょっとそれ以上のことは、今、私の記憶にはありません。

◎米田委員 大学の先生らを前にして申しわけないけれど、それぞれの専門分野については責任を持つかもしれませんが、大学全体の運営については、それぞれが役職を持った人が責任を持ってやらないと分担の押しつけ合いみたいになります。大学は、真実あるいは真理を探求、追求するところです。だから、そういういろんな意見を、本来もっと突っ込んで、いいのかどうかを議論せないかんし、そういう校風、学風をつくらんといかんです。その点は、振り返りながらどうですか。

◎野嶋学長 一つ一つ出てきた意見を深くディスカッションしていく文化をつくっていくことは、御指摘のとおり本当に重要なことだと思います。運営委員会でどのような議論がなされたかは、直接的にはわからないんですけども、挙げている幾つかの要因の中で、運営委員の皆様方も苦勞したろうと思います。つまり、もう少し大学全体の議論とかまでいけば、もしかして打開策もあったかもしれないと思います。

◎米田委員 この6ページで、今、センター長も言われたその23大学は、焼却処分をしゅうがか。

◎岡村事務局長 ※の2にありますように、23大学のうち4大学は除却の実績がないです。

ここについては除却後の再活用についてはどうですかという問いをしていますので、ここにチェックがないところは、除却の実績がなくても、基本的には再活用していないと考えています。

◎米田委員 残りの19はどんなにしゅうがか。

◎岡村事務局長 19大学は全部で3万5,400冊を除却しているんですが、それについてどうしていますかというところに書いていないので、この大学は、基本的に再活用は行っていないと考えています。

◎米田委員 23大学もそうあって、それから見りゃあ、うちはちっと活用しゅうよみたいなお話をさっきセンター長がされたんで、そんなこと言いよっちゃいかんよね。そんな程度の話は今しゅうわけじゃないんで。

ぜひ検証委員会の検証も受けて、改めてやってもらいたいんですけど、今いる県立大学の先生たちが、みずからがどういう対応をしてきたのかという、みずからを問う作業を抜きに、また第三者委員会が言うてきても、本当に大学のものにならないし、大学自治をみずから築いていこうということにならんとします。検証委員会は、それはそれできちんと客観的にやっていただいたらいいですけど、それまで何もせんという意味じゃないと思うんですけど。そうではなくて、私たち一人一人がとってきた対応をみずからが振り返って、自己総括せんと。押しつけるわけじゃないですけど、そういう作業がこれからの出発に当たって必要じゃないかと思うんですが、何かちょっと検証委員会待ちみたいな感じがするんですけど、そこはどうですか。

◎野嶋学長 検証委員会の意見待ちではなくて、私たちは、幹事会とか、部局長会議とか、あるいは、管理運営委員会等でそれぞれに意見をお聞きしながら進めていますので、大きなところで具体化するのには、検証委員会の後、それを受けて未来に向かって具体化していくということで、私たちがとった行動あるいは考えたことに関しては、それぞれが自己反省をするように話し合いはしております。

◎米田委員 大変な作業ですけど、県民の批判とともに、ある意味期待もあるわけですから、そういう検証をぜひやっていただきたいと思います。

2つ目の図書館の位置づけの問題で、私も改めて見よったんですが、専門家に言うのは申しわけないですけど、例えば、大学図書館も含めてたくさん8,000ぐらいの個人なり図書館が入っている日本図書館協会があって、「図書館の自由に関する宣言」を2度にわたって採択して、それを柱にしてそれぞれ図書館運営をやられています。その中にも、図書館の相互協力も含めて、図書館が総力を挙げて収集した資料と整備された施設を国民の利用に供することとか、いろいろ規定されているわけです。私たちもこれを見て、改めて図書館の権利の保障や自主的な運営とか、みずからの運営とかを含めて、きちんとうたわれていますので、絶えず原点に戻って大学図書館のあり方も改善していただきたいと思うん

ですけれど、その点はどうでしょうか。

◎野嶋学長 もちろん御指摘のとおり、これを機会に大学の図書のあり方はさらに深めていきたいと思っております。

◎高橋委員 梶原委員から細かいところについての御指摘があったので、これまでのこの件に関しての私の感想を少し述べてみたいと思います。高知新聞の読者の広場ですが、政治に関することもたびたび掲載されますので、必ずそこは見るようにしています。今回の件における読者の広場の投稿を見てこられたと思うんですが、大変厳しい御指摘ばかりです。それと、本会議の一般質問で、知事にも、それから所管の部長にもお聞きしたんですが、県民の怒りといいますか、非常に大きなものがございます。率直に申し上げまして非常に残念です。高知弁でいえば、こんなことをしてたまるかと。私の周りにもそういった意見がたくさんございます。県民の財産として価値のある物を、県民に相談せずに、そういった情報も出さずに、自分たちだけで議論して、大きな損失をしております。住民監査請求も出ておりますので、これからいろんな動きがあると思いますが、きょう、私は少し体調も崩しておるんですが、我々、私自身も県民の代表ですので、非常に怒りを覚えています。情けない思いでいっぱいです。それと、時がたつにつれてだんだんと事の大きさといいますか、やられたことの大変さを、大学も、それから所管課も感じてきて、それなりのコメントをしておりますが、コメントを聞いてみましても人ごとです。自分たちが県民の財産を預かって、県民のために働くわけです。センター長のお話も聞かせていただいたんですが、私には弁解に聞こえます。もっと起こしたことに対しての責任を痛感し、それから、責任の所在をしっかりと明らかにする方向でのコメントを求めたいと思っております。

それで、学長は理事長が任命しておりますので、当然、中澤理事長にも責任があると思えますし、中澤理事長は知事が任命しておりますので、それぞれお二人には責任があると思えます。今回の件をお聞きしてみましたら、本課はこのことについて全く知らなかったという答弁をいただいておりますが、本課からは大学法人等々にたくさんの職員を出向させています。岡村事務局長もそうですよね。だから、本課は全く関係ない、聞いていないで済まされるとは思っていません。

それともう1点、所管の部長にはお話ししていますが、平成10年に保育短大が廃止になっています。そのときに、図書、そして貴重な絵画や展示物など、たくさんの物があつたようです。お手紙をいただいたんですが、その方たちが、平成10年に、その図書と絵画が非常にぞんざいに扱われていて、どうも有効利用されていないんじゃないかということで、お二人で大学をお訪ねして、このことについて厳しく指摘しています。そのコメントの中で、二度とこういったことがないように、図書についてももしっかり有効利用していく方向で今の私学・大学支援課の職員は答えていますし、私は、お二人から事情も聞かせていただきました。そういった教訓が生きていません。1度あることは2度、2度あること

は3度、こういったことがよく起きていますが、本当にあなたたちで、このことに対して、県民の財産である図書を今後しっかり有効利用できる方向での議論ができるのか。学内での規程に基づいて、あるいはプロセスに沿ってとかいう話ばかりです。きょう、何人か傍聴に来ていますし、当然このことについての報道があると思いますが、県民の皆さんは非常に注目しています。インターネットにも出ています。県外に対して高知県の大きな恥をさらした。その責任を誰かがとってください。私はそのことを申し上げて終わりたいと思います。

◎横山副委員長 ささまざまな御意見が出たことと思います。私も今回の件を受けては、本当に多くの県民の皆様からのお声をいただきました。いま一度改めまして、今回の除却に関することについて、県民からの声が次々に入ってきていると思いますし、また、何といても、9月定例会の一般質問でもこのことが多く取り上げられましたけれど、そのことについて今、率直にどう受けとめているのかをお聞かせ願いたいと思います。

◎野嶋学長 県民からの、本当にもったいないとか残念だという言葉を読ませていただいた中で、本当にその方たちがおっしゃるとおりだと思っています。そういう面で、県民の皆様方に御心配と御迷惑をおかけしたことはとても反省しておりますし、こういうことが二度とないように努力してまいりたいと思っています。私どもは皆様方からいただいた意見だとか、今回のことを振り返りながら分析もし、反省もし、次に生かせるように努力してまいりたいと思っています。図書館運営だけではなくて、大学運営に対してもこれらの教訓を生かして、みんなで力を合わせて乗り越えていきたいと思っています。

◎横山副委員長 本当にそのとおりです。県民に対して再度真摯に向き合ってもらいたいと思っているんですけど、この一連の除却について一番心を痛めているのは、現在頑張っている学生、そして卒業生、また保護者の皆様じゃないかと思っています。域学共生、地域とともに、この県立大学が頑張っている中において、学生たちに対して本当に心理的に苦痛を与えたんじゃないかと。また、この大学をつくり上げてきた卒業生であったり、今までの学校関係者も心を痛めているんじゃないかと思っていますが、そのことを踏まえて、学長はどう思われるかお聞かせください。

◎野嶋学長 おっしゃるとおりで、学生に対しては、それぞれのところで説明するようにしています。学生には状況の説明等に関しては、既にメール等でお知らせはしていますけれども、メールだけではなくて、それぞれの学部の学部長、先生たちに学生の反応を聞きながら、そして学生に説明するようにお願いしています。あとは、同窓会に対しましても御説明に伺いたいと申し込んでいます。同窓会からは、検証委員会が終わってから、きちんとした形で報告を受けたいとお聞きしております。そのほか、私どもができる限りの範囲で、関連機関に御説明に伺っているところです。いろんなところに御説明とおわびを申し上げに伺っているところですので、今後ともそのことを続けていきたいと思っています。

す。

◎横山副委員長 高知県も県内大学生の就職、Iターン、Uターンに取り組んでいます。その中において、改めて大変残念だと思えるところですので、学生のケア、また、卒業生に対して真摯に向き合ってもらいたいと思っています。その中で今一連の話を聞いていると、学長が言われた、ほかのところとの連携とか、視野を広くしていくことができていなかったとか、思考が狭くなっていたとか、修正ができなかったとかということに関しては、組織風土の問題じゃないかと思っています。今回のこの報告のペーパーの中においては、中でそういう議論が出たとは書かれていますけれど、この問題が起こった中における大学の組織的な風土、組織的な問題に関しては記載がないのかなと思われました。そこら辺が、先ほど高橋委員が言われたように、謙虚に向き合っていないんじゃないかということにもなるのかなと。また梶原委員が言われたような話にもなるのかなと思っています。やはり、この検証委員会は、なぜこうなったのかにとどまらずに、この組織風土に関して、組織的な問題をしっかり話し合ってもらうことが必要だと思います。この検証委員会のメンバーを見ると、図書館のあり方を議論する人選をされていますけれども、やはり組織的な問題も一緒に話し合っていくことが肝要じゃないかと思うんですけれど、そのことについてはどうでしょうか。

◎野嶋学長 御指摘のとおり、今回は図書館だけの問題ではなくて、図書館の運営にまつわる組織的なことも検証していただくようお願いする予定です。それは図書館の運営だけではなくて、全学、全組織に普及していることで、同じような問題だと思いますので、全学的な組織に広めていきたいと思っています。

◎横山副委員長 そこは重要ではないかと検証委員会には申し添えていきたいと思っています。

新聞にも載っていましたが、県内には図書館のない町村が10ある。このことは、さきの議会で大野議員が議論もされています。地域とともに歩いていく大学で図書がこういう形になったことは、本を手に入れるハードルが高い中山間では残念な思いを持った人が多いと思っています。今後は、一層この大学の信頼を高めていかなければならないと思っていますけれど、その信頼を高めるのは検証委員会の結果によってではなくて、何か一つ大学の中で大きな変化をつくっていかなければならないと思っています。ちょっと本筋から離れるかもしれませんが大変重要なことだと思っていますので、どのように信頼回復に努めたいかをお聞かせいただきたいと思っています。

◎野嶋学長 信頼関係を本当に取り戻す、あるいは構築していくのは非常に大事なことだと思っています。そういう面では、今、具体的にということではないんですけれども、県民の皆様に近いような方法をとりたいと思いますし、地域貢献活動、あるいは社会活動をさらに活性化していくところが大事なことだと思っています。

◎横山副委員長 最後に。今回、先ほど高橋委員も言われたように、本課もしっかりかわわってれば、もう少し違う形がとれたのかなと思っています。議会の一般質問の中で、部長が県としても必要な協力はしていきたいと言われた中において、文化スポーツ部として、これからどのような協力体制が考えられるのか。また、どのような意気込みがあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

◎門田文化スポーツ部長 先ほど来、るるお話、あるいは御質問に対するお答えも、改めてお聞かせいただきました。必要な対応ということで、今の段階で私から具体的にこれがと申し上げるものは持ち合わせておりませんが、学長がおっしゃったようなこと、高知県立大学あるいは高知県公立大学法人が設置する大学の信頼の回復はもちろんですけれども、これから県民に信頼される大学、あるいは期待されることを発揮できる大学について、しっかりと県として本当にできることについて支援させていただきたいと思います。

◎土森委員 この問題が出て驚いたのは、高知県立大学の存在です。というのが、この大学は歴史があって、県民のための大学です。それで、その内部で大事な図書を除却していくプロセスをずっと聞きました。しかし、こういう事件が起きた。今後のことについては検証委員会です。今、反省という言葉も出ましたが、その前に反省した上でなお反省し、歴史のあるこの高知県立大学でどうしてこういうことが起きたのかをもう少し追究し、審査して研究していく必要があると思います。大学を去った教授の皆さん方もおいででしょう。組織の中で離れていった人たちもおるでしょう。しかし、そういう人たちの思い、この高知県立大学にかけた思いもあると思うんです。再度、歴史を振り返ってみて、高知県立大学たるものがどういう大学であったのか、基本をしっかりと検証していく必要があると思います。今回の場合は、結論的にいうと不適切な認識で終わっているわけです。不適切な認識だけで終わってはだめなんです。それと、今、高知県立大学の歴史のことも言いましたが、こういう問題が起きた後、検証委員会ですっきり検証していただくと思いますが、梶原委員も言われましたように、県民に対しての説明責任だけではなく、この問題は広く全国に広がりました。この問題が起きて、高知県立大学たるものは、しっかりした今後の運営をしていきますと。高いレベルの大学に変わっていきますと全国に証明していく責任ができました。そういう大きな責任に対して、今後どう検証委員会ですとまとめたものの上に大学として大学のあり方を広めていくかという思いを持って、ぜひやってほしいと思います。野嶋学長からは県民の皆さんからの御心配という言葉がありましたが、言葉はきついかもわかりませんが、これは皆さんが言っているように怒りです。怒りということは、高知県立大学を愛しているということです。しっかりしてほしいという怒りです。そのことを胸に置いて、今後の大学のあり方を検証していただきたいと思いますが、いかがですか。

◎野嶋学長 本当に御心配という言葉で片づけられる問題ではないと思っています。県民

の皆様方の御意見、気持ちは、非常に痛切に感じるものがあります。それは怒りであったり、あるいは残念であったりということだと思っておりますので、その県民の怒りを受けとめて、次のステップに行きたいと思っております。

◎池脇委員長 本来、大学という教育機関は、知の殿堂と言われていています。国際的にも素晴らしい一流の大学は、なぜ知の殿堂と言われているのか。それは、図書館の充実です。大学を評価するのは、その大学は、大学図書館をどういう位置づけにしているのかということです。ですから、超一流の大学は、図書館を見れば、その大学の質がわかる。図書館を通して大学の評価をする。これは一般的で、私が学長に言うべきことじゃないかもしれませんが、その意味では、図書館をいかに大事にしていくか。また、してきたのか。これからしていくのか。その思いが、大学人の大変重要な使命でもあります。図書館を大事にすることは、そこに納められている1冊の図書を大事にすることでもあります。どうか、そういう意味で、これからの県立大学の品位を上げていくためにも図書館のありようを大学人の皆さんが根本から議論して深めていって、ぜひ今後の対応を図っていただきたいとお願ひいたしまして、質疑を終わります。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございますございました。

以上で、文化生活スポーツ部を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、10日水曜日の午後1時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひします。

閉会の前に委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。まず、書記に資料を配付させます。

(資料配付)

◎池脇委員長 8月29日から31日に県外調査を行い、お配りしました調査出張報告書(案)のように、事務局において概要をまとめるとともに、提出された委員の意見等を記載しておりますが、さらに調査を踏まえた成果や委員会としての意見、提案などの中身を充実させるため、10月10日の委員長報告の取りまとめ等を行った後に、県外調査出張報告書に係る意見の取りまとめを行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

本日の委員会はこれで終了します。

(12時9分閉会)